



イギリス東インド会社と企業統治 : 最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能

中野, 常男

(Citation)

国民経済雑誌, 186(4):19-39

(Issue Date)

2002-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00392649>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00392649>



イギリス東インド会社と企業統治

——最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能——

中 野 常 男

本稿では、「企業統治」（「コーポレート・ガバナンス」）の問題に関連して、株式会社の起源とされる「オランダ東インド会社」に対し、近代的な株式会社制度の起源とされる「イギリス東インド会社」を取り上げ、設立当初の「制規組合」から17世紀中葉における「株式会社」への転換という、同社の組織形態の変遷をふまえて、そこに設けられた会社機関（会社の経営・管理機構）の態様と機能、および、かかる会社機関と株主（特に一般出資者）との関係について、「総裁・理事制」（＝「取締役会制」）と「出資者総会」（＝「取締役会」）に焦点をあてながら考察している。

キーワード 企業統治、イギリス東インド会社、株式会社、会計史

I 開題：アダム・スミスの「株式会社」観

Adam Smith は、主著『国富論』（1776）の中で、その当時のイギリスにみられた「株式会社」（合本会社：joint-stock company）の状況、特に株主と取締役（経営者）の行動について、次のように述べている。すなわち、

「合本会社の事業は、つねに取締役会（court of directors）によって運営される。確かに取締役会は、多くの点で株主総会（general court of proprietors）の統制を受けることがよくあるけれども、株主の大部分は、会社の業務について、あえてなにごとかを知ろうなどと張り切ることはめったにない。……会社の業務に頭を突込んで心を労したりはせず、取締役がこのくらい渡すのが適当だと考える半期分もしくは一年分の配当をもらうことに甘んじている。このように、苦労も、一定額以上の危険負担も完全に免れられるために、合本会社（private copartnery）であったなら、どんな事情があろうともその財産を賭ける気にならないおおぜいの人々も、合本会社の投資家にならなくてもよい、という気を起こすのである。そこで、通例、合本会社には、どんな合本会社が誇るよりも、はるかに巨大な資本が集まってくる。南

海会社 (South Sea Company) の営業資本は一時3,380万ポンドを超えたことがあった。……ところが、こういう会社の取締役は、自分の金^{かね}というより、むしろ他人の金の管理人であるわけだから、合名会社の社員が、自分自身の金を見張る時にしばしば見せるのと同じ鵜の目鷹の目でひとの金を見張るとは、とても期待できない。金満家の執事よろしく、些事に注意を払うと、かえって御主人の沽券にかかわるなどと考えがちで、いともあっさりと自分で自分の注意義務を免除してしまう。だからこういう会社の業務運営には、多かれ少なかれ怠慢と浪費がつねにはびこること必定である。……¹」

「株式会社」の企業統治に関連して、株主と取締役（経営者）双方の無責任の相乗から生じる深刻な事態を指摘した Smith の言葉は、現代の日本企業にもそのまま当てはまるように思われる。しかし、それは、実際には、「株式会社」がイギリスで誕生をみてからわずか百年余り、そして、引用文中でも言及されている「南海会社」の取締役たちが画策した古典的株式投機とそのあっけない崩壊、つまり、後世に「南海の泡沫」(South Sea Bubble: 1720) と呼ばれる事件が起こってから五十年余りが経過した頃の状況を反映したものであった。

では、Smith によってその企業統治のあり方が批判的に考察されている「株式会社」は、どのような目的を持ち、どのような歴史的推移を経て誕生したのであろうか。また、誕生したばかりの「株式会社」にみられる会社機関はどのような態様であり、その機能はどのようなものであったのであろうか。以下、先学の研究成果に依拠しながら、若干の考察を進めることにしたい。

II 株式会社の二つの起源：「オランダ東インド会社」と「イギリス東インド会社」

II-1 オランダ東インド会社

「株式会社」の起源については、既に19世紀半ば頃からさまざまな所説が公表されてきているが、その中では、今日、「オランダ東インド会社」にその起源を求める考え方が一般的な定説として受け入れられている。

「オランダ東インド会社」は、連邦議会 (Staten-Generaal) から賦与された「特許状」(Octrooi) に基づく「特許会社」として1602年に設立されている。ただし、それは、正式には「連合ネーデルラント東インド会社」(Verenigde Nederlandse Oost-Indische Compagnie: VOC) と称されるように、1594年設立の「遠国会社」(Compagnie van Verre) をモデルとして、16世紀末に東インド貿易を目的としてネーデルラント各地に設立された当座の性格を有した「先駆諸会社」(voorcompagnieën) の包括的合併の結果として誕生した会社企業であった。そして、この「オランダ東インド会社」こそが、株式会社を他の会社形態から識別する

特質、つまり、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由な等額株式制、④確定資本金制と永続性（継続性）をとにかく具備するに至ったという点で、「株式会社」制度の起源とされる。²

すなわち、「オランダ東インド会社」には、①その設立を認可した「特許状」において機能資本家である取締役の有限責任が規定され、既に事実上は有限責任であった無機能資本家（持分資本家）たる一般出資者と併せて、「全社員の有限責任制」が確立されていること、②取締役団の会社機関への転化の完成、具体的には、「取締役会」と、取締役中の代表者からなる「十七人重役会」（Commissie van Heren Zeventien）が「会社機関」として設けられ、また、後年には「監査役（会）」の萌芽とみられる監査機関が設置されていること、③出資者の「持分」について、等額分割による証券化（＝株券制）への傾向は未成熟であったが、譲渡の自由が明白に許されていること、④設立母胎となった「先駆諸会社」にみられた当座性が完全に揚棄され、株式会社に特有の永続性（継続性）を備えるに至っていることが見出され、それゆえに、史上最初の「株式会社」とみなされるのである。³

しかし、他方において、「オランダ東インド会社」は、いわゆる「専制型」（ないし「オランダ型」）株式会社としての限界も内在していた。オランダ東インド会社の目的はいうまでもなく東インド貿易の独占にあり、同社は、連邦議会から賦与された「特許状」に基づき、東インド地域、つまり、喜望峯からマゼラン海峡に至る地域との貿易独占権と、当該地域における国家主権（同盟や条約を締結する権利や、軍事・警察・司法上の権限）の代行を容認された会社企業であった。すなわち、オランダ東インド会社自体が、当時の「オランダ共和国」の政治的・経済的支配者層（特にアムステルダムを中心とした都市の少数の大商業資本家門閥（＝「都市貴族」（stadtregenten））と人的に密接に絡み合った、きわめて例外的かつ政治的な特権会社、いわば「国家内の国家」（staat-builde-staat）とでもいうべき存在であった。したがって、会社経営は商業資本家の都市貴族から構成される取締役団の専制的支配の下に置かれ、一般出資者群は、取締役の選任権等を含む彼らの株主権を擁護すべき会社機関である「株主総会」（＝「出資者総会」（algemene vergadering））を欠き、まったくの受動的存在に置かれていた。一時期、「オランダ共和国」それ自体の政治改革と並行してオランダ東インド会社の会社機関にも主要出資者総会や監査を担う委員会の設置などある程度の「民主化」が図られたこともあったが、それも十分な効果をあげることなく事実上立ち消えとなり、結果的に取締役団による会社経営の専制的支配が維持され、1795年の「オランダ共和国」の崩壊と運命をともにする形で、1798年の解散の時を迎えるのである。⁴

II-2 イギリス東インド会社

「株式会社」の起源を論じるとき、上記の「オランダ東インド会社」と対照的に取り上げ

られるのが「イギリス東インド会社」である。⁵同社は、オランダ東インド会社に欠けていた会社機関である「株主総会」(＝「出資者総会」)を備えた「民主型」株式会社の起源ともされる。しかも、イギリス東インド会社は、オランダ東インド会社のように設立の当初から「株式会社」としての形態的特質を備えていたのではなく、「ジョイント・ストック・カンパニー」(joint-stock company)⁶と呼ばれる特殊イギリス的な制度の下で、パートナーシップ的性格を次第に払拭して「株式会社」としての会社形態上の特質を具備するに至り、特に、先に述べたように、オランダ東インド会社にはみられなかった全出資者から構成される「出資者総会」(＝「株主総会」)を備えた「民主型」の株式会社へと転換していったのである。

II-2-1 個別企業制時代

ネーデルラントにおいて東インド貿易に直接的に乗り出すべく多くの「先駆諸会社」が設立された16世紀末頃には、イギリス(イングランド)においても同様な動きがみられた。すなわち、イギリスでも、自国産の羊毛を原料として16世紀半ば頃から毛織物工業が著しい発展を示しており、直接・間接に毛織物を新大陸に輸出した対価として流入してきた銀は、ロンドンの商人を中心としたイギリス商人の間でも、オランダ商人と同様に、この銀を用いて、スペインやポルトガルに独占されていた東インド貿易に直接的に進出しようとする気運が醸成された。オランダ側の積極的な動きに触発され、イギリスでも東インド貿易に携わる一大貿易会社設立の計画が登場する。そして、紆余曲折を経て、1600年12月31日に、当時の国王Elizabeth Iから正式に「特許状」(charter)が賦与され、ここに「イギリス東インド会社」——正確には「ロンドン東インド会社」(Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies)⁷——が成立する。

ただし、当初の熱狂にもかかわらず、東インド貿易の成果に対する心理的不安を反映してか、現実の出資払込みは遅々として進まず、結局、「東インド会社」の全構成員の出資を結合した会社企業の設立は取り止められ、現実には払込みを希望する者のみからなる当座的な個別的会社企業(limited or separate joint-stock)をその内部で副次的に設立し、これが「東インド会社」の名の下で東インド貿易に携わり、この種の当座的個別企業に出資する者のみの間で利益を分配し損失を負担することになった。⁸

このような個別企業制の段階にあっては、「東インド会社」それ自体は何ら会社企業でなく、副次的な個別的会社企業に出資できる特権を有する成員、いわゆるフリー・メン(free men)から構成された団体、つまり、一種のギルド的な「制規組合」(regulated company)にすぎなかった。⁹そして、外枠としての「東インド会社」(＝制規組合)の内部に設立された、実際に東インド貿易に従事する当座的な個別的会社企業に属する商船隊が、1601年2月から1613年1月にかけて合計12回にわたって、イギリスから出航していったのである。

かかる個別的会社企業は、原則として各航海毎に設立され、個々の航海の終了とともに清算・解散されるという当座的性格を帯びていた。利益の分配も、今日的な意味での「配当」(dividend)ではなく、オランダの「先駆諸会社」の場合と同様に、清算と決算、出資の払戻しと利益の分配とを未分化のままで包含した「分割」(division)の形式で行われた。そして、損失については、重役であるか一般出資者であるかにかかわらず、無限責任を負わされた。¹⁰

なお、個別企業制時代における各個別企業の出資額と分割率を示せば、次のとおりである。¹¹

図表 1 個別企業制時代の出資額と分割率

	出資額 (£)	分割率 (%)
第 1 次航海 (1601.02)	68,373	195 (第 1 次航海と第 2 次航海の出資額を合算したものに対する分割率)
第 2 次航海 (1604.03?)	60,450	
第 3 次航海 (1607.04)	53,500	334 (第 3 次航海と第 5 次航海の出資額を合算したものに対する分割率：なお、第 4 次航海は海難事故のために失敗に終わる)
第 4 次航海 (1608.03)	33,000	
第 5 次航海 (1609.04)	13,700	
第 6 次航海 (1610.04?)	80,163	221 2/3
第 7 次航海 (1611.02)	15,634	318
第 8 次航海 (1611.04)	55,947	311
第 9 次航海 (1612.02)	19,614	260
第10次航海 (1612.02)	46,092	248
第11次航海 (1612.02)	10,669	320
第12次航海 (1613.01)	7,142	233 11/12

このような個別的会社企業の設立にあたりその発起人となり、設立後は当該会社企業の経営について支配力を持ったのは、外枠としての「東インド会社」(＝制規組合)の重役団(1人の総裁 (governor) と24人の理事 (assistants))であった。すなわち、「制規組合」である「東インド会社」の重役団 (governor-assistants) が同時に各個別企業の機能資本家として現れ、彼らが当座の会社企業を設立し、商船隊の機装・積み荷を行い、帰り荷を販売し、清算と分割を行ったのである。かかる重役団は、毎年7月に開催される「東インド会社」(＝制規組合)の全構成員からなる「総会」(General Court of all the Freeman)において1人1票による多数決(ただし、「挙手制」(show of hand))で選出された。しかも、彼らはしばしば再選されて顔触れの変化は少なく、各個別企業に対してア・プリオリに「経営の永続的組織体」(permanent body of management)として与えられ、強い支配力を持ち、特に総裁はきわめて専制的地位を占めたのである。¹²

もっとも、各個別企業にはそれぞれの出資者からなる「出資者総会」(General Court of Ad-

venturers) が別に設けられており、1人1票の多数決で種々の決議を行い、ある程度重役団の専制を抑えたのである。¹³ただし、第4次航海(1608)において最低出資額が100ポンドから500ポンドに引き上げられたことにより、少額の出資者は主要出資者(principal adventurers)の背後にあって彼らの名義で間接的に出資を行う匿名出資者(under-adventurers)とならざるを得ず、従来は「出資者総会」に参加できた少額出資者がそこから排除された結果として、「出資者総会」は「全出資者の総会」から少数者の「主要出資者会」(assembly of the principal adventurers)へとその実質が変化し、重役団による会社経営の専制的支配が強化されることになった。¹⁴

II-2-2 合本企業制時代

上記の個別企業制は、間歇的な海上商業に適した企業形態であったが、しかし、当面のライヴァル企業である「オランダ東インド会社」と競合する中で自らの経営を維持・拡大していく上で多くの問題を有していた。すなわち、当座的性格を帯びた各個別の会社企業は、それぞれの航海終了時に解散が予定されており、そのためには資産を出来るだけ流動化しておく必要があった。他方、オランダ東インド会社は、既述のように、当初から「株式会社」として設立されており、少なくとも短期的な解散は前提とされず、その有利な投資条件を背景に、東洋の各地に支店網と要塞等を築いていた。このようなライヴァル企業に対抗し、自らの経営を維持・拡大させていくために、短期の有期的出資に基づく個別企業制に代わる、相対的ではあるがより長期的な出資に基づく、より包括的でより統一的な会社企業の設立が要請されるに至った。

すなわち、1613年に至り、それ以後4年にわたる4回の航海について一括的な出資申込が募集された。その払込みは4回に分割され、それぞれの年の商船隊の機装毎に四分の一ずつ徴収され、第4回目の航海に至って全額の払込みが完了するという、新たな方式が採用されたのである。これがいわゆる第1次合本(First Joint-Stock)と呼ばれるものであり、以後、¹⁵1617年に第2次合本、1632年に第3次合本、1642年に第4次合本がそれぞれ成立している。

かかる合本企業(joint-stock)の第一の特徴は、「東インド会社」の実質的内容をなす会社企業が、その外枠である「制規組合」の全構成員の出資に基づいて設立されたということ、つまり、内容としての会社企業と外枠としての「東インド会社」(=制規組合)とがその人的規模において一致をみたということである。第二の特徴は、個別企業制時代にみられたような航海毎に個別の会社企業を設立し、航海終了時に当該会社企業を解散するという意味での当座性は姿を消し、数次の航海を含む相対的に永続性(継続性)を帯びた会社企業(=合本企業)が設立されることになったということである。ただし、完全な意味での永続性が獲得されたわけではなく、出資の払込みが完了するやすぐに清算が開始され、個別企業制の時代

と同様に、出資の払戻しと利益の分配とを未分化のままで包含した「分割」が行われた。そして、損失について各出資者は無限責任を負わされた。その意味では、合本企業もまた、本質においてなお当座的企業の性格を色濃く残していた。しかも、「東インド会社」の経営が種々の困難に直面したときにはかつての個別企業制への一時的回帰が行われたのである。¹⁶

なお、合本企業制時代における各合本企業（または個別企業）の出資額と分割率を示せば、次のとおりである。¹⁷

図表2 合本企業制時代の出資額と分割率

	出資額(£)	分割率(%)
第 1 次 合 本(1613)	418,691	187 1/2
第 2 次 合 本(1617)	1,629,040	112 1/2
第 1 次ペルシア航海(1628)	125,000	160
第 2 次ペルシア航海(1629)	140,000～150,000	180
第 3 次ペルシア航海(1630)	100,000?	140
第 3 次 合 本(1632)	420,700	135
第 1 次 特別 航海(1641)	80,450	221
第 4 次 合 本(1642)	105,000	180
第 2 次 特別 航海(1648)	192,800	148 1/2
合 同 合 本(1650)	30,200	205

このように、合本企業制の時代にあっても、「東インド会社」それ自体は、未だ会社企業とはいえず、その内部で繰り返し設立される東インド貿易に従事する当座的会社企業に出資できる特権をもつ成員（フリー・メン）から構成される「制規組合」にすぎなかった。ただし、「東インド会社」の実質的内容をなす当座的会社企業を、外枠たる「制規組合」としての「東インド会社」の全構成員がその出資を結合して設立した点で、もはや単なる「制規組合」でなく、「東インド会社」が一個の「ジョイント・ストック・カンパニー」として会社企業に接近したことが認められる。¹⁸

もっとも、各合本企業における経営の支配力を握っていたのは、かつての個別企業制の時代と同様に、外枠たる「東インド会社」（＝制規組合）の機関としての重役団（総裁・理事）であった。「制規組合」の全構成員からなる「総会」で選出された彼らが、自己のイニシアティブによって当座的会社企業である合本企業の設立を企画し、設立された個々の合本企業の執行機関としてア・プリオリに現れたのである。¹⁹

もちろんこれに対して出資者団の利益を代表すべきものとして「出資者総会」が存在し、しかも、その規模は合本企業の性質上外枠としての「東インド会社」（＝制規組合）の「総会」

と人的規模において一致するものであった。そして、それはある程度合本企業の経営・支配に関する重要事項について重役団を抑えた。しかし、「東インド会社」(＝制規組合)の機関である重役団が企業統治の点で圧倒的支配力を有していたことも明らかである。²⁰

ただし、1640年代に入ると事情は一変しはじめる。すなわち、「ピューリタン革命」(Puritan Revolution: 1640～1660)が進行する中で、「東インド会社」は議会派と結び、議会派の指導者が総裁に就任するようになると、出資者の団体が従来の重役団を圧倒するに至り、総裁や理事といえども、各航海企業の指導的構成員として活動することによりやっとその権力を維持するに至った。個別企業制への一時的回帰が行われたとき、例えば、「第2次特別航海出資者総会」(General Court of the Adventurers in the Second General Voyage)においては、これに先立つ「東インド会社」(＝制規組合)の「総会」で選出された重役団とは別に、全出資者の中から改めて16人の「取締役団」(Committee)が選出され、彼らはまた「東インド会社」の重役会とは別にそれ自身の「取締役会議」を持つべきことなどが規定された。すなわち、従来の「制規組合」の重役団と合本企業(ないし個別企業)の「出資者総会」との地位が逆転し、後者が次第に支配力を獲得しはじめる。換言すれば、会社企業がその外枠である「東インド会社」(＝制規組合)を自己の中に吸収しはじめるのである。²¹

II-2-3 株式会社企業への転換

第4次合本が成立した1642年は国王 Charles I と議会との対立から内乱が勃発した年であり、その後の「ピューリタン革命」の進行とそれに伴う共和制の成立、さらに、共和制の崩壊と「王政復古」(Restoration: 1660)という時期は、イギリスの歴史でもきわめて大きな政治的変動期であった。社会情勢の大きな変動の中で、東インド貿易についてもさまざまな議論が交わされることになった。すなわち、東インド貿易の公開を求めるもの、制規組合を設立すべしとするもの、個別企業制を求めるもの、単一の合本形態による経営を要求するものなどである。²²その中から、結果として、「東インド会社」は、それまでの当座の会社企業を内包した「制規組合」から、それ自体が永続的な会社企業、それも、「専制型」株式会社と特徴づけられる「オランダ東インド会社」に欠けていた会社機関である「出資者総会」(＝「株主総会」)を備えた「民主型」株式会社へと大きな質的転換を果たすのである。

すなわち、「護国卿」(Lord Protector)として共和制下のイギリス(「コモンウェルス」(Commonwealth of England))を事実上支配した Oliver Cromwell は、旧来の「東インド会社」を改組し、1657年10月に、東インド貿易が独占的な統一的合本制により経営されるべきことを趣旨とした新しい「特許状」を賦与し、これに基づいて「新合本」(New General Stock)が設立されている。そして、その『設立趣意書』(Preamble to the Subscription to the New Joint Stock)において、当初7年、以後3年毎に会社資本の「公正無私な評価」(just and indif-

ferent valuation) が行われ、その評価にしたがって社員の入退社が認められることなどが規定²³された。

ここに、「東インド会社」は、従来の当座的性格を払拭し、それ自体が一つの永続的（継続的）な会社企業として歩みはじめた。そして、これとともに、会社内部に「出資者総会」（＝「株主総会」）が確立され、従来、専制的に行われてきた重役団による会社支配もかかる「出資者総会」²⁴における投票を通じて行われなければならなくなった。

もっとも、Cromwell の「特許状」そのものは「王政復古」とともに破棄され、1661年4月に新たな「特許状」が国王 Charles II から賦与されている。そして、翌1662年に、Charles II から「破産者に関する布告の条例」(Act declaratory concerning Bankrupts) が公布され、これにより、東インド会社やアフリカ会社などの出資者に対して、一種の有限責任が認められるに至った。²⁵この段階において、「東インド会社」は、まさしく「株式会社」としての姿を現したのであり、先の Cromwell による改組が完成されて、「出資者総会」（＝「株主総会」）を備えた近代的な株式会社へと転換したのである。

III 「イギリス東インド会社」の株式会社への転換と会社形態上の特質

共和制下の Cromwell による改組と、これに続く「王政復古」後の Charles II による改組が行われた17世紀中葉のイギリス東インド会社には、近代的な株式会社への転換ないしその誕生を画するさまざまな形態的特質が見出される。

III-1 全社員の有限責任制度の確立：「株式会社」誕生の決定的指標

株式会社の誕生を識別する形態的特質としては、既述のように、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由な等額株式制、④確定資本金制と永続性（継続性）を挙げることができるが、特に「全社員の有限責任制」の確立こそは、株式会社の誕生ないし会社形態上の質的転換の決定的指標とされる。²⁶

では、「東インド会社」の場合、損失に対する責任はどのように処理されていたのであろうか。既述のように、株式会社への質的転換を遂げる以前にあっては、外枠としての「東インド会社」（＝制規組合）の内部に繰り返し設立された当座的な個別的会社企業に生じた損失については、制度的には各出資者が「無限責任」を負うものとされていた。ただし、ここでいう「無限責任」とは、特殊イギリス的な損失負担の形式、つまり、直接的な人的無限責任ではなく、全出資者に対して彼らの出資額 (subscription) に比例した「徴収」(leviation, assessment) を行い、ともかく全出資者が出資額を超えた責任を持つという、間接的な無限責任を意味した。しかも、重役団がこのような「徴収」を一般出資者、とりわけ「匿名出資者」にまで強制できたかといえ、そのような実力も意思も持たなかったのであり、結果的に、重

役団とそれに近い主要出資者以外は、事実上の「有限責任」に近づいていたのである。²⁷

次の合本企業制の時代においても、基本的には個別企業制時代のそれと同様であり、各出資者は損失に対して出資額に比例した「徴収」という、特殊イギリス的な間接的な無限責任を負っていたが、重役団に「徴収」を強制する実力はなく、事実上責任は企業職能を担う中心的支配者層（総裁・理事）に無限責任としてかかり、一般出資者はその責任を免れることができた。²⁸

このように、株式会社への転換が生じる以前においても、責任形態の事実上の分化、つまり、企業職能を担う重役団やそれに近い主要出資者は無限責任を、また、一般出資者は有限責任を負うという形での責任形態の分化がみられたのであるが、17世紀中葉における Cromwell による改組とそれに続く Charles II による改組、特に後者の改組を経て、「東インド会社」は「全社員の有限責任制」を獲得し、株式会社への大きな質的転換を果たしたのである。

具体的にみれば、「ピューリタン革命」後の共和制下に成立した「新合本」の『設立趣意書』には、損失が生じた場合には各出資者がそれぞれの比例的割前 (proportionate share) を負担すると定められているのみで、その限度に関する規定は設けられていない。したがって、損失についての責任は、基本的には従前のまま、つまり、責任形態の事実上の分化は別にして、制度的にはなお全出資者が特殊イギリス的な「徴収」による間接的な無限責任を負っていたものと考えられる。²⁹

しかし、「王政復古」後の1661年に Charles II から賦与された新たな「特許状」と、1662年に公布された「破産者に関する布告の条例」は、結果的に「東インド会社」の株式会社への質的転換を完成することになる。特に後者の条例によって、東インド会社その他の会社の出資者たちは債務者の無限責任を定めていた破産法の適用を免れることとされたのである。さらに、「王政復古」後の「新合本」に関する新しい『設立趣意書』では、各出資者が会社に対して負える負債については彼の出資金と配当金とその責任に充てられるべきことが規定され、彼の私的財産でないことが明らかにされた。ここに、株式会社の誕生、その質的転換の決定的指標とされる「全社員の有限責任制」の確立を見出すことができるのである。³⁰

III-2 会社機関の整備：「株主総会」と「取締役会」の原型の形成

III-2-1 「制規組合」の「総会」から「株式会社」の「出資者総会」へ

株式会社への転換後にみられる形態的特質の第二は、外枠としての「東インド会社」(＝制規組合)とその実質的内容としての会社企業の規模の乖離が Cromwell の改組によって排除され、従来の「制規組合」が永続的な会社企業の中に吸収され、「東インド会社」が一個の会社企業となるに及び、従来あった「制規組合」の「総会」が会社企業の「出資者総会」(＝「株主総会」)の中に吸収され、その姿を消すに至ったということである。

既述のように、1640年代から「東インド会社」(＝制規組合)の「総会」とその実質的内容たる合本企業(ないし個別企業)の「出資者総会」との関係は次第に逆転しつつあったが、例えば、共和制下での「新合本」の設立にあたっての「総会」は、かつてのような東インド貿易に出資できる特権を有する成員(フリー・メン)からなる「制規組合」の「総会」ではなく、「インド地域への新合本に出資申込を行おうとするすべての人たちの総会」(general meeting of all those who wish to underwrite in the new joint stock for the Indies)となっており、企業職能を担う重役団の選出もまた完全に「出資者総会」の手に移され、重役団それ自体も出資者としての資格において選出されることになった。その意味で、イギリス東インド会社に民主的な「出資者総会」が確立されることになった。³¹

この「総会」はすべての出資者によって構成され、投票によって重役団の選出をはじめとする重要事項が決定される。各出資者は総会に出席し、その出資額に応じて投票する。このとき、500ポンドの出資毎に1票の権利が与えられ、この額に満たない出資者は相互に結合してその中の1人を選んで他を代表することが認められた。しかも、投票方法は、かつての「挙手制」でなく、「無記名投票制」(ballot system)で実施されることに変更され、「株式会社」の先行事例であるオランダ東インド会社の場合にはその解散に至るまでみられなかった近代的な「出資者総会」(＝「株主総会」)ないしその原型の形成をみるのである。³²

このような会社機関としての「出資者総会」の出現をもって、「イギリス東インド会社」は、「専制型」株式会社としての「オランダ東インド会社」との対比において、「民主型」株式会社として特徴づけられる。³³ただし、「出資者総会」の出現により、「制規組合」の重役団を構成した機能資本家的大株主集団による会社支配が消滅したことを意味するわけではない。それは、重役団の会社支配がもはや専制的に行われず、会社機関である「出資者総会」の投票を通じて行われなければならないとなった³⁴ということを示しているにすぎない。

III-2-2 「総裁・理事制」から「取締役会制」へ

株式会社への質的転換後の「東インド会社」の経営陣は、形式上は従前と同様な「総裁・理事制」(具体的には、1人の総裁、1人の副総裁、24人の理事)を採っているが、彼らは、かつてのように「制規組合」の重役団として選出され、各個別企業(ないし合本企業)にア・プリオリに与えられたのではなく、「総会」において選出された、あくまでも会社企業の機関(＝「会社機関」)³⁵であった。

彼らは毎年1,000ポンド以上の出資者中の候補者から「総会」での多数決によって選出され、総裁と副総裁は一度に2年以上その地位に止まれず、理事中の8人は選挙毎に辞任し他の8人がこれに代わって選ばれるべきことなど、その任期が定められていた。また、彼らの独断と私利の追求が厳に禁止され、特にオランダ東インド会社の取締役団の恣意的・専制的活動

において特に問題となった商品の販売については、「販売總會」(general court for sale) による競売 (inch of candle) を通してのみ行われるべきことが定められていた。³⁶

なお、イギリス東インド会社が、「総裁・理事制」という、かつてのギルド的な「制規組合」以来の制度から脱却して、今日的な「取締役会制」(board of directors) に移行するのは18世紀初頭に至ってからのことである。すなわち、「王政復古」後の後期スチュアート朝政権の動揺により「名誉革命」(Glorious Revolution: 1689) が生起した後の1698年に、従来からの(旧)「イギリス東インド会社」(=「ロンドン東インド会社」)の競争会社として(新)「イギリス東インド会社」(English Company trading into the East Indies) が新たに設立され、これら両社の合同によって1709年に「合同東インド会社」(United Company of Merchants of England trading into the East Indies) が設立された結果、(新)「イギリス東インド会社」に賦与された「特許状」に含まれていた「取締役会制」が「合同東インド会社」に導入されてから以降のことであり、ここに至って経営陣はようやくその実質に見合った近代的な組織形態を持つことになるのである。³⁷

III-3 企業の永続性(継続性)の確立:「配当制」の確立と財務報告の登場

近代的な株式会社への転換に伴う第三の形態的特徴は、企業としての永続性(継続性)の確立にあり、それは「東インド会社」の企業会計の側面に典型的に見出される。

すなわち、企業の永続性の獲得とともに、清算と決算、出資の払戻しと利益の分配とを未分化のままで包含していた従来の「分割」制が廃止され、本来の意味での「配当」制が確立された。1661年9月に、Cromwell による改組後はじめての「配当」を宣言するにあたり、重役団は、かつての「分割」制を廃止して、以後、稼得された利益のみを分配することを宣言したのであり、実際にこの「配当」は1662年6月に支払われている。³⁸

また、会社資本の評価(=一般的決算)は、Cromwell による改組まで行われていた秘密主義的な会計からの離脱を示すものであり、1664年8月から組織的簿記法である「複式簿記」が東インド会社の会計機構に導入されることになった。すなわち、1664年7月の重役会において従来の会計方法からの変更が決定され、「会計委員会」(Committee for Accompts)からの報告を受けて、同年8月から実際に複式簿記が東インド会社に導入されたのである。³⁹

さらに、「新合本」の『設立趣意書』において、当初7年、以後3年毎に実施するものとされた会社資本の評価は、第1回目のものが Cromwell による改組後最初の7年目にあたる1664年に実施され、その結果が「出資者總會」(=「株主總會」)で報告されている。その後、会社資本の評価は実際には7年目毎に実施されることになったが、1664年に続く第2回目の、そして、複式簿記が導入されてから最初のものにあたる1671年の評価においては、今日的な会計ディスクロージャーの源流ともいえる、「財産一覧表」(「図表3」参照)の作成と「出資

図表3 1671年の財産一覧表

1671	<i>Stock.</i>	<i>Dr.</i>		
		<i>£.</i>	<i>s.</i>	<i>d.</i>
April 30	To several persons, as in folio 6 of the book of valuation -----	361,286	11	6
	To balance -----	645,827	2	3
		<u>1,007,113</u>	<u>13</u>	<u>9</u>
	Out of this estate is to be deducted a division of ten per cent. made in May last, amounting to -----	36,989	2	6
		<i>Cr.</i>		
1671	<i>Stock.</i>			
April 30	By several debts owing to the Company, as in folio 1 of the book of valuation -----	136,735	19	0
	By Stock in shipping, as in folio 3 of the said book -----	17,709	18	8
	By remains at Surat & the Coast of the cargoes of five ships sent in 1670, as in folio 7 of said book -----	170,586	8	10
	By plantation of St. Helena, being a place of charge for the accommodation of shipping -----			
	By remains at Bantam and the cost of the cargoes of seven ships sent thither in 1670, as in folio 9 of the said book -----	129,213	8	6
	By remains at the Fort, Metchlepatam, and the Bay, and the cost of the cargoes of five ships sent thither in 1670, as in folio 10, ditto book -----	235,709	11	0
	By remains in England, as in folio 4 and 5, ditto book -----	313,255	11	6
		<u>1,003,210</u>	<u>17</u>	<u>6</u>
	By money in cash -----	3,902	16	3
		<u>1,007,113</u>	<u>13</u>	<u>9</u>
		<i>£. s. d.</i>		
	By the profit on £98,569 5s. 9d., cost of the cargoes of four ships sent to Surat in 1669, and arrived there and part of them sold, which we hope will produce 10 per cent. clear of charges -----			
	By the profit on £199,815 1s. 2d., the cost of the cargoes of four ships from Surat, five from Bantam, and three from the Coast & Bay, arrived in England, which we hope will produce, clear of all charges, about 50 per cent. -----			
	By desperate debts owing the Company at home & abroad -----	65,542	17	2

者総会」での報告が行われたのである。⁴⁰

III-4 「株式制」の萌芽と「等額株式制」への移行

「東インド会社」への出資は「持分」(adventure) (または「株」(share)) と呼ばれ、それは、株式会社への転換前においては、単に出資と利益の請求権だけでなく、外枠としての「制規組合」の構成員(フリー・マン)たる資格もまた対象とされていた。したがって、かかる「持分」は、頻繁ではないにしても譲渡可能であり、実際にも譲渡されたが、その場合には、「東インド会社」(＝制規組合)の「総会」の決議を経る必要があり、しかも、譲渡先は原則として「東インド会社」の構成員であることが要求された。もしそれが外部の人たちに売却された場合には、買い手は、当時の「持分」の性格上、本来の投資とは別に、ギルド的な「制規組合」の構成員として享受する特権の代償としての「加入金」(fine for admission)⁴¹を支払わなければならなかった。

また、かかる「持分」は、一種の萌芽的な「株券」(bill of adventure)の形態を採っており、払込済みの出資者に交付された。ただし、この「株券」は、等額に分割されずに1人の出資者の出資全額を端数を含めて一括して表示していたこと、また、追徴(ないし追加払込み)が行われるときは常に新しい「株券」に書き改められたという点で、なお萌芽的な段階に止まっていた。⁴²

しかしながら、株式会社への転換後は、企業の永続性と配当制の確立により、従前は配当請求権と清算時の出資払戻請求権とを未分化のまま化体し、「配当証券」としての性格が不明瞭であったものが、いわゆる「株式」、つまり、譲渡可能な記名証券と化することになった。すなわち、等額分割制は未だ欠如していたが、最低出資額が100ポンドと定められ、株価は常に払込み100ポンドの単位で評価され、さらに、売買もほぼ払込み100ポンドの倍数額の大きさで行われるなど、等額分割への傾向を示していたのである。⁴³

IV 結びに代えて

以上みてきたように、「イギリス東インド会社」は、1600年の設立から約半世紀の間は、既に1602年の設立時から株式会社としての形態的特質を備えていた「オランダ東インド会社」と異なり、それ自体は何ら会社企業とはいえず、東インド貿易に従事する副次的な当座的個別的会社企業に出資できる特権を有する成員から構成された「制規組合」にすぎなかった。しかしながら、当初は外枠としての「東インド会社」(＝制規組合)の構成員のうち現実に出資を希望するもののみから成っていた当座的会社企業が、次第に「東インド会社」の全構成員の出資に基づいて設立されるという段階を経て、さらに、17世紀中葉における Cromwell による改組とそれに続く Charles II による改組を通じて、「全社員の有限責任制」の確立や

「会社機関」の形成など、株式会社としての形態的特質を具備するに至り、「オランダ東インド会社」に欠けていた「出資者総会」(＝「株主総会」)を備えた、「民主型」株式会社へと大きな質的転換を果たしたのである。

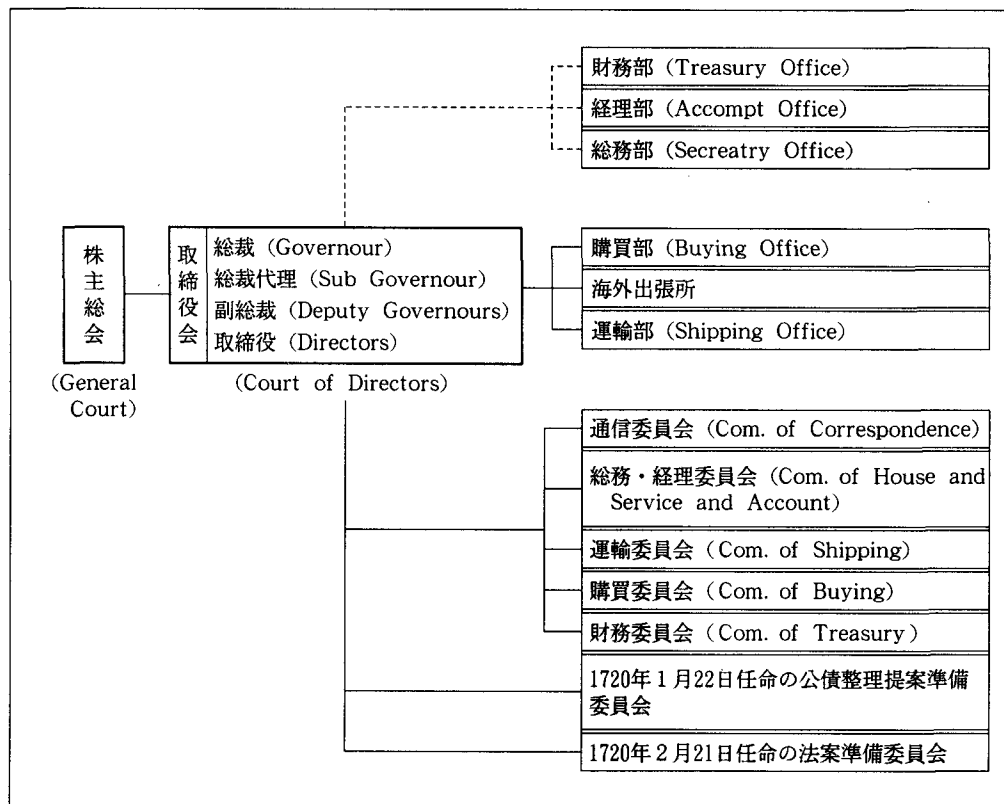
もっとも、会社機関としての「出資者総会」が設けられたとはいっても、既述のように、そのことをもってもう一つの重要な会社機関である重役団(総裁・理事(＝「取締役会」))を構成した機能資本家的大株主集団による会社経営の専制的支配が消滅したことを意味するわけではなく、あくまでも彼らによる会社支配が「出資者総会」での投票を通じて行われなければならないとなったということを示しているにすぎない。

そして、「株式会社」がイギリスの歴史にその姿を現して以来、重役団による会社経営の専制的支配とその弊害が典型的に現れた最初の大きな事件が、本稿の冒頭で掲げた Smith の引用文中に出てくる「南海会社」(Governor and Company of the Merchants of Great Britain trading to the South-Sea and Other Parts of America and for encouraging the Fishery)に絡む「南海の泡沫」(1720)であろう。この南海会社は、オリノコ川からテラ・デル・フェゴの南端に至るまでの南アメリカ大陸東岸との貿易独占権を与えられた、本稿で言及した「東インド会社」と同様に特権的貿易会社と位置づけられる。しかし、同社はまた、1711年に設立された当初から、「ファンド・オブ・クレジット」(fund of credit)と呼ばれる手法により、既発行の国債を南海会社の株式に転換し、これを同社の資本金に組み入れるという形で、戦費調達等の目的で発行されていた巨額の国債を処理することもその起業目的とされていた。特に長期国債の南海会社株式への転換計画である「南海計画」(South-Sea Scheme: 1720)の実施段階では、経営陣は、国債を時価で株式に転換する過程で生じるプレミアムの獲得を目的として、株価の恣意的な吊り上げとその高水準での維持などを画策し、当時の西ヨーロッパを覆った投機ムードの中で、後世に「南海の泡沫」と呼ばれる、古典的株式投機の発生とそのあつけない崩壊をもたらすこととなる。⁴⁴

「南海計画」実施当時における南海会社の取締役会を中心とした経営・管理機構は、次頁の「図表4」に示すとおりである。⁴⁵

この図からも明らかなように、当時の南海会社の経営組織にあっては、かなり詳細に機能を分担した小委員会等が設けられていた。しかし、各小委員会がそれぞれに委託された事項に関して強大な権限を有したことが、かえって「内閣」(Cabinet Council)(または「十人委員会」(Decemvirate))と称された一部の突出した取締役集団が小委員会を根城に会社の全機構を掌握することを可能にし、彼らの独走による投機的利益獲得への途を拓くことになった。⁴⁶同様に、株主総会も「南海計画」に関してまったく異義を唱えず、むしろ1720年2月の総会ではかかる事業遂行にさらに必要とされることを取締役会の手になねるとの決議さえ行っていたのである。⁴⁷株式会社(合本会社)の企業統治について、Smith が株主と取締役双方

図表4 南海会社の取締役会の組織図



の無責任の相乗から生じる深刻な事態を指摘するにあたり念頭においた先行事例とは、まさにかかる「南海会社」のそれであった。

「南海の泡沫」と、これに伴って制定された「泡沫会社禁止条例」(Bubble Act) は、以後のイギリスにおける株式会社の設立を抑制することになり、株式会社が再び脚光を浴びるようになるのは、18世紀末からの運河会社や水道会社、さらに、19世紀に入ってから鉄道会社など、その設立と運営に巨額の資本を必要とする企業に対して、かかる会社形態の利用が企図されるようになってからのことである。そして、このような動きに対応する新たな法的措置として、1844年に「登記法」(Registration Act) が、また、1855年に「有限責任法」(Limited Liability Act) が制定され、ここに従来の特許主義に代わる新たな株式会社設立の方法として準則主義が確立する。これ以降、イギリスでは営利追求の手段としての「株式会社」が一般化するようになり、1880年代には一般製造業の分野でも株式会社制度が根をおろすことになる。その中で株式会社の経営・管理機構たる「株主総会」や「取締役会」といった会社機関の整備や機能の明確化などが図られていくことになるのである。⁴⁸

注

* 本研究は、2001（平成13）年度文部省科学研究費（基盤研究A：課題番号12303004）の補助を受けて行われた。

- 1 Smith [1776] (Cannan's edition), pp. 264-265 (大河内一男（監訳）[1988], 1185-1186頁).
- 2 大塚 [1969a], 142頁；see also 大塚 [1969a], 24-25頁。
- 3 See 大塚 [1969a], 後編第三章第二節一A。
- 4 中野 [2001], 21-27頁。
- 5 「イギリス東インド会社」(British East India Company) という場合には、実際には三つの会社、つまり、1600年に設立された「ロンドン東インド会社」(Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies), これに対抗して1698年に設立された「イギリス東インド会社」(English Company trading into the East Indies), および、これら両社が1709年に合同した結果として成立した「合同東インド会社」(United Company of Merchants of England trading into the East Indies) が含まれる。ただし、本稿でもっぱら検討の対象とするのは「ロンドン東インド会社」であり、したがって、以下では、特に他の2社と区別する必要がない限りは、「ロンドン東インド会社」を「イギリス東インド会社」または単に「東インド会社」と記すことにする。
- 6 “joint-stock company” とは、外国貿易商人のギルド的組合である「制規組合」(regulated company) の外枠と、その内容である中世以来の当座の会社制度である「パートナーシップ」(partnership) とが経過的に癒合した結果として成立し、その団体的規模に一致する「結合資本」(joint-stock (=会社資本)) によりもっぱら経営を行うところの会社企業である。したがって、後述するように、「東インド会社」が“joint-stock company”に生成した1613年当時であっても、それ自体は何ら「株式会社」といえるものでなく、むしろその後の歴史的経過の中で「全社員の有限責任制」等の形態的特質を具備することにより、本来の「株式会社」へと質的転換を果たしていくのである (See 大塚 [1969a], 前編補論第二章)。
- 7 大塚 [1969a], 443-448頁；西村 [1966], 25-27頁。
 なお、Elizabeth I から賦与された「特許状」には15年の期限が付されていたが、彼女亡き後にイングランドの王位を継承したスチュアート家の James I は、海外貿易の巨利に目覚め、積極的に東インド会社を援助しており、Elizabeth I の「特許状」を期限前の1609年に更新した際には、一定の条件付きながら、永続性 (forever) を持つ新たな「特許状」が賦与されたのである (大塚 [1969a], 189-190, 451頁)。
- 8 大塚 [1969a], 448-449頁；西村 [1966], 28-29頁。
- 9 大塚 [1969a], 449頁。
- 10 大塚 [1969a], 452-453, 459頁；see also 大塚 [1969a], 355頁；Baladouni [1996], p. 221.
- 11 Scott [1910], pp. 123-125; see also Chaudhuri [1965], p. 209; 西村 [1966], 30頁。
- 12 大塚 [1969a], 455-456頁。
- 13 大塚 [1969a], 456頁。
- 14 大塚 [1969a], 450, 456-459頁。
- 15 大塚 [1969a], 472-479頁。
- 16 大塚 [1969a], 471-472, 478, 480頁。

17 Scott [1910], pp. 125-126; see also Chaudhuri [1965], pp. 209, 211, 213; 西村 [1966], 37-46頁。

なお、第1次合本を例に取り上げて、合本企業の出資払込みと分割の状況を時系列的に示せば、次のとおりである (Chaudhuri [1965], p. 211)。

	出資額 (£)	分割率 (%)
1613	106,000	
1614	107,000	
1615	107,000	
1616	109,000	
1617		87 1/2
1618		—
1619		25 12 1/2
1620		25
1621		37 1/2
分割合計		187 1/2

18 大塚 [1969a], 206-207, 471-472, 480-481頁。

19 大塚 [1969a], 481-482頁。

20 大塚 [1969a], 482頁。

21 大塚 [1969a], 483-484頁。

22 Scott [1910], p. 122.

23 大塚 [1969a], 496頁; 西村 [1966], 82頁; see also Sainsbury [1916], p. 174.

24 大塚 [1969a], 497-498頁。

25 Scott [1912], p. 270; 大塚 [1969a], 503頁; 西村 [1966], 83, 85-86頁; see also 大隅 [1953], 39頁。

なお、この条例によって株主有限責任制が確立されたという点については異論が存する。例えば、本間 [1963], 10-12頁を参照されたい。

26 大塚 [1969a], 24-25頁。

27 大塚 [1969a], 201-203, 209-210, 461-463頁。

28 大塚 [1969a], 483頁。

29 大塚 [1969a], 210-211, 500-501頁; see also Sainsbury [1916], p. 174.

30 Scott [1912], p. 270; 大塚 [1969a], 503-504頁; 西村 [1966], 85-86頁; see also Sainsbury [1925], p. 133 (foot-note 1).

もっとも、この段階での「全社員の有限責任制」は、既に事実上は有限責任となっていた一般出資者を除く重役団の有限責任化に他ならない。「王政復古」後、Charles II は「東インド会社」の重役を自己の腹心によって占めさせており、「破産者に関する布告の条例」の立法は、無限責任

が堪えがたく落ちかかっていた彼らのイニシアティブによるものであると考えられている（大塚 [1969a], 505頁）。

- 31 大塚 [1969a], 495頁；see also Sainsbury [1916], p. 173.
- 32 大塚 [1969a], 497頁；see also Sainsbury [1916], p. 174.
- 33 大塚 [1969a], 406, 497, 505頁。
- 34 大塚 [1969a], 497頁。
- 35 大塚 [1969a], 497-498頁。
- 36 大塚 [1969a], 498頁；see also Sainsbury [1916], p. 197；cf. 中野 [2001], 24頁。
- 37 大塚 [1969a], 513-514頁；see also Scott [1910], pp. 180, 192-194.
- 38 大塚 [1969a], 499, 507頁；see also Sainsbury [1916], p. 174；[1925], p. 131；中野 [1977], 345-349頁。
- 39 Winjum [1972], pp. 220-221；see also Sainsbury [1925], p. 49；Baladouni [1996], p. 222；中野 [1977], 338-345頁。
イギリス東インド会社の現存する会計帳簿もまた、会社内部での複式簿記の導入と符合するかのよう、1664年8月にはじまる2冊のB元帳（1664年8月～1669年3月）以降のものである（茂木 [1994], 3, 26頁）。
- ただし、複式簿記は、少なくともそれが導入された17世紀中葉にあつては、もっぱら経営活動の管理計算的把握にその機能が求められ、配当の宣言や財産一覧表の作成については限定された役割しか果たしていなかった（中野 [1977], IV～VI；see also Winjum [1972], X）。
- 40 大塚 [1969a], 506頁；see also Sainsbury [1925], pp. 113-114；[1932], pp. 68-70；中野 [1977], 349-355頁。
- 41 大塚 [1969a], 191, 465-466頁。
- 42 大塚 [1969a], 467-468頁。
- 43 大塚 [1969a], 501-502頁。
- 44 「南海の泡沫」については、例えば、中野 [1995]；[1998] 等を参照されたい（See also 鈴木 [1986]）。
- 45 鈴木 [1986], [第4-1図] に基づき一部修正。
- 46 See 鈴木 [1986], 第4章（特に第2節）。
- 47 鈴木 [1986], 32頁注(13)。
- 48 本間 [1963], 13-15頁；荒井 [1963], 142頁。

参 考 文 献

- 荒井政治 [1963] 『イギリス近代企業成立史』 東洋経済新報社。
- Baladouni, V. [1981], "The Accounting Records of the East India Company," *The Accounting Historians Journal*, Vol. VIII, No. 1, pp. 67-69.
- [1983], "Accounting in the Early Days of the East India Company," *The Accounting Historians Journal*, Vol. X, No. 2, pp. 63-80.
- [1986b], "East India Company's 1783 Balance of Accounts," *Abacus*, Vol. XXII, No. 2, pp. 59-64.

- [1996], “East India Company,” in M. Chatfield and R. Vangermeersch (eds.), *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, New York, 1996, pp. 221-223.
- Bruce, J. [1810], *The Annals of the Honorable East India Company from the Establishment by the Charter of Queen Elizabeth, 1600, to the Union of the London and English East India Companies, 1707-8*, (reprinted ed., 1968), London.
- Bruijin, J. R., Gaastra, F. S. and Schöffer, I. [1987] *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries*, Vol. I, The Hague.
- Chaudhuri, K. N. [1965], *The English East India Company: The Study of an Early Joint-Stock Company 1600-1640*, London.
- 浜渦哲雄 [2001] 『世界最強の商社—イギリス東インド会社のコーポレートガバナンス』日本経済評論社。
- 本間輝男 [1963] 『イギリス近代株式会社法形成論』春秋社。
- 加護野忠男 [2000] 「企業統治制度の改革のために—機関投資家と株主責任—」国民経済雑誌, 第182巻第6号, 1-10頁。
- 茂木虎雄 [1994] 『イギリス東インド会社社会計史論』大東文化大学経営研究所。
- Mackay, C. [1841], *Extraordinary Popular Delusions and the Madness of Crowds*, New York (reprinted ed., 1980).
- 中野常男 [1977] 「17世紀英国東インド会社の会計事情に関する一考察」経営学・会計学・商学研究年報 (神戸大学経営学部), XXIII, 315-360頁。
- [1993] 「ヴェネツィア・アムステルダム・ロンドン・三都物語—会計史からみた株式会社の誕生—」ビジネス・インサイト, 第1巻第2号, 10-23頁。
- [1995] 「チャールズ・ラムと南海会社—会計史からみた南海泡沫事件 (1720) —」国民経済雑誌, 第172巻第4号, 101-124頁。
- [1998] 「南海泡沫事件 (1720) とスネルの「監査報告書」—会計士の負のイメージ: その会計史的考察—」, 山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所, 1998年, 137-165頁。
- [2001] 「オランダ東インド会社と企業統治—最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能—」国民経済雑誌, 第183巻第2号, 13-32頁。
- 西村孝夫 [1966] 『イギリス東インド会社史論 [改訂版]』啓文社。
- 大隅健一郎 [1953] 『株式会社法変遷史』有斐閣。
- 大塚久雄 [1969a] 『株式会社発生史論』(大塚久雄著作集第一巻) 岩波書店。
- [1969b] 『近代欧州経済史序説』(大塚久雄著作集第二巻) 岩波書店。
- Sainsbury, E. B. [1916], *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1655-1659*, Oxford.
- [1925], *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1664-1667*, Oxford.
- [1932], *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1671-1673*, Oxford.
- Scott, W. R. [1910], *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock*

Companies to 1720, Vol. II, Cambridge.

—— [1912], *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. I, Cambridge.

Smith. A. [1776], *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan (Cannan's edition was originally published 1904; Present edition published 1976), Chicago (大河内一男 (監訳) [1988] 『アダム・スミス 国富論』中央公論社).

Stevens, H. [1886], *The Dawn of British Trade to the East Indies as Recorded in the Court Minutes of the East India Company: 1599-1603* (New impression, 1967), London.

鈴木俊夫 [1986] 『英国重商主義公債整理計画と南海会社』中京大学商学会商学研究叢書編集委員会。

Winjum, J. O. [1972], *The Role of Accounting in the Economic Development of England: 1500 to 1750*, Urbana, Illinois.

